

産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会（第32回）

議事録

日時：令和5年1月26日（木曜日）14時00分～15時00分

場所：Web会議

【議題】

議題1．中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長について

議題2．「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」及び「相殺関税に関する手続等についてのガイドライン」における質問状回答期限等の明記について

【議事要旨】

○川瀬小委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより産業構造審議会通商・貿易分科会 第32回特殊貿易措置小委員会を開催させていただきます。

本日も御多忙のところを、皆様におかれましては御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、本日は、臨時委員14名のうち12名に御出席をいただいております。定足数を満たしていることを、確認の上、御報告を申し上げます。本日は、安藤委員と藤岡委員が御欠席と承っております。

議事に入ります前に、前回御挨拶いただきました、長年委員をお務めいただいた唯根さんが任期満了で御退任になりましたので、後任として、新しい委員をお迎えしております。事務局から御紹介をお願いいたします。

曾根室長、どうぞよろしくお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　どうもありがとうございます。それでは新任の委員を御紹介させていただきます。1名の委員が新たに任命されております。消費生活相談員の山之内かほる委員です。

○川瀬小委員長　どうもありがとうございます。

それでは、山之内委員から、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○山之内委員　初めまして、山之内と申します。

私は、現在、自治体の窓口で、消費生活に関する相談を承る消費生活相談員をしております。

このたびは、前任者の唯根委員より引継を受けまして、この小委員会に参加させていただくこととなりました。正直、私にとりまして、この分野は身近ではなく、とても難しい分野ではありますが、これからたくさん勉強させていただきながら、消費者目線で、消費者としての立場で参加させていただけたらと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○川瀬小委員長　山之内委員、どうもありがとうございました。

貿易救済では、産業界、特に競争にさらされる国内産業の声がどうしても大きくなってしまいがちですので、ぜひ消費者の視点から、いろいろ御協力を賜りたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○山之内委員　よろしく願いいたします。

○川瀬小委員長　それでは、事務局を代表いたしまして、木村貿易経済協力局長から一言御挨拶をお願いいたします。木村局長、どうぞよろしく願いいたします。

○木村貿易経済協力局長　ありがとうございます。先生方、大変お忙しい中、御参画を賜りまして、また日頃から経済産業行政に御協力、御理解を賜っております。厚く御礼申し上げます。

申し遅れました、貿易経済協力局長の木村でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、本日は、アンチダンピング課税の課税期間延長に関する調査の結果と、不当廉売関税等に関する手続についてのガイドラインの改正について、2点御報告をさせていただき、御指導を賜りたいと考えております。

今回、御報告させていただきますポリエチレンテレフタレートの調査につきましては、既に行っております課税期間の期間延長に関するものでございます。近年、我が国では、新規の調査案件が増加しているところでございますけれども、これに伴いまして、課税期間の期間延長に関する調査も、今後見込まれるところでございます。

今回の調査では、ダンピング輸入及び損害の再発のおそれを認定したところでございますけれども、このような調査の経験も糧といたしまして、引き続き調査当局としての能力向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

もう一つの議題でございますガイドラインの改正につきましては、これまでのアンチダンピング調査で明らかとなりました課題を踏まえまして、貿易救済措置の調査を、より円滑に行うために実施するものでございます。

ガイドラインの改正は、平成31年以来、約4年ぶりということになります。調査当局といたしましては、財務省とも協力させていただきまして、今回のように必要に応じてガイドラインの見直しなどを行いまして、法令にのっとった円滑な調査に努めてまいりたいと考えております。

委員の先生方からも、様々な御意見を賜りまして、我が国の貿易救済措置制度をより良いものとしていきたいと考えておりますので、本日は、活発な御議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○川瀬小委員長 木村局長、どうもありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。

本日は、中華人民共和国高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税延長、もう一つは、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン及び相殺関税に関する手続等についてのガイドラインにおける質問状の回答期限の明記についてと、この2点、調査と手続改正ということになりますが、それぞれ1件ずつを議題としております。

本日の議事録は後日公開することとしておりますので、御承知おきのほどを、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題1につきまして、曾根室長から説明をお願いいたします。

それでは、曾根室長、よろしく申し上げます。

○曾根特殊関税等調査室長 どうもありがとうございます。

それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。画面にも出してありますけれども、お手元の資料1-1を使って御説明いたします。

まず「調査の概要等」というページでございます。

こちらにございますように、中華人民共和国産の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対しまして、現在、まさに不当廉売関税を課税中でございます。

その関税率ですけれども、39.8%～53.0%のレンジの中で課税しております。課税期間は、平成29年の12月28日から始まっておりまして、令和4年の12月27日までということに

なっております。課税期間満了後も調査終了までは課税が継続されるという提案が、関税定率法にございますので、それに基づきまして、現在も課税が続いています。

令和3年12月に、三井化学株式会社から、中国産の高重合度PETに対する不当廉売関税の課税期間延長の申請がございましたので、令和4年2月から調査を開始しております。

「調査対象貨物」につきまして、御紹介させていただいておりますけれども、名称は「高重合度ポリエチレンテレフタレート」、こちらの写真にありますように、ペットボトルの材料になるようなもので、外観としましては、白いペレット状の粒々になっているものでございます。

「調査内容」ですけれども、今回、延長調査ということがございますので、関税定率法の第8条第25項に基づきまして、2点確認することになります。

1点目は、不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれに関する分析。

2点目としまして、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれです。

それぞれ調査対象期間が、1点目につきましては、令和2年10月1日～令和3年9月30日、2点目につきましては、平成28年4月1日～令和3年9月30日までの5年間をとっております。

次のページで、こちらは「高重合度PET産業の現状」について御紹介しているページでございますので、平成28年度～令和3年9月までの状況を御紹介しております。

下にごございますように、平成29年度に、初めて不当廉売関税が措置されましたけれども、その後、中国産の高重合度PETの輸入は大幅に減少しております。令和2年10月～令和3年9月の1年間で見ますと724トンでございまして、海外からの日本に対する総輸入量の0.1%のみ占める状況になっております。

本邦の産業の状況につきましては、現行の不当廉売関税に係る措置が始まったことによりまして、一定の改善が見られましたけれども、他方で、後ほど御紹介しますが、令和元年度以降は、営業利益が悪化するなど、損害を受けやすい脆弱な状況にあるのではないかと考えております。

高重合度PETの国内需要につきまして、今後大きく拡大することは、なかなか考えにくいのではないかなと考えております。また、調査対象貨物と本邦産、つまり中国産の対象貨物と、本邦産の高重合度PETの間で代替性がありまして、取引において価格が基本

的には重視されているところから、不当廉売関税が仮に撤廃されて、安価な輸入品が再び国内に入ってくることになると、本邦の産業は、悪影響を受けるおそれがあるのではないかと考えております。

こういったことを踏まえまして、若干、結論の先取りみたいな内容になりますけれども、「まとめ」としまして、課税措置の延長による国内産業の保護の必要性があるのではないかと考えております。

次のページで、こちらは、「調査・課税の手続の流れ」につきまして、これまで行ってきた手続の実績について御紹介したものです。

令和3年12月に、三井化学株式会社様から課税期間の延長の求めがございまして、令和4年2月10日に、財務省と経済産業省で、合同で調査を開始しております。

令和4年11月8日に、「重要事実の開示」ということで、利害関係者に基本的な方針ですとか、バックデータ等について御紹介しまして、重要事実に対する利害関係者による意見の表明、再反論を受け付けた上で、1月24日には、財務省で特殊関税部会が開かれておりまして、本日1月26日に、産業構造審議会で議論をいただくということでございます。

よろしければ、政令の閣議決定・公布を経て、不当廉売関税の課税期間の延長を、5年間、行いたいと考えております。

次のページからは、具体的な調査の内容を御紹介しております。こちらのページでは、「不当廉売された貨物の輸入の再発のおそれ」、つまりダンピングの再発のおそれについて御紹介しているものでございます。

(1)、(2)と、幾つか私どもで確認させていただいた内容を御紹介しております。

まず、(1)ですけれども、調査対象期間中の直近1年間におきまして、中国産高重合度PETの輸入は、日本に対しては、不当廉売関税のおかげもあって、激減したと認められますけれども、中国から第三国へ、日本以外の第三国への輸出価格を比較しまして、第三国への輸出価格が、正常価格よりも低いことが認められました。

その結果といたしまして、注2のところに書いていますけれども、不当廉売差額率は4～40%ぐらいのレンジということでございました。

(2)のところでは書かれておりますのは、生産能力に関する分析内容でございます。こちらに何点か御紹介しておりますように、中国の供給者には、現在相当程度の余剰生産能力が認められております。また、将来の生産、増産の計画などを見ましても、増加が見込まれているところでございます。さらに、中国の供給者の余剰生産力を全て吸収できるよ

うな中国国内市場ですとか、海外市場というのは、当面見込まれていないということでもございましたので、基本的には不当廉売された貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に不当廉売関税が撤廃されれば、ダンピングが再発するおそれがあるというふうを考えております。

次のページ、こちらでは、「本邦産業の損害の再発のおそれ」ということで、仮に不当廉売関税が撤廃され、不当廉売が再開されたとして、それによって国内産業が損害を実質的に受けるかどうかということについて分析した結果を御説明しております。

いろいろな要素があるのですが、こちらの表でも示しておりますとおり、現行の不当廉売関税措置によって、中国製品の輸入量は大幅に減少しまして、それによって、本邦製品の販売価格の引き上げに伴って売上高の増加などもあったことで、本邦産業の営業利益は、平成30年度までは、少なくとも一定の改善が見られたところでございます。

しかしながら、本邦産業は、令和元年度以降は営業利益が悪化しておりまして、特に令和2年度は大幅な赤字になるなど、低迷しているところでございます。

したがって、本邦産業は、現在、損害を受けやすい脆弱な状況にあるのではないかと考えております。

次に、(2)のところで御紹介しておりますのは、それ以外の要素ですけれども、最初の方のページでも御紹介しましたとおり、本邦のPET市場の需要が、これから現状以上に大きく拡大するとは考えにくいのではないかと考えております。

そうした中、中国製品と本邦製品の間の変換性というのは、比較的高いのではないかと考えておりまして、こうした中で、中国製品のダンピング安値品の輸入が再開されますと、国内産業は販売価格の引き下げを余儀なくされるのではないかと。したがって、それによって、本邦産業は製造原価の上昇を転嫁できずに価格設定を強いられるなどしまして、損害が発生するおそれが高いのではないかと考えております。

次のページ、こちらは「重要事実の開示」について御紹介したものです。

令和4年の11月8日に、全ての利害関係者に対しまして、最終決定の基礎となる重要な事実というものを通知しておりまして、内容ですけれども、調査対象貨物でありますとか、調査対象期間、調査対象事項、経緯や、先ほど申し上げたような判断の根拠になるような事項について御紹介しているものでございます。

次のページで、そのような重要事実の開示を行った結果、利害関係者から反論が示されておりました、こちらに主要なものを御紹介しておりますけれども、調査当局としましては、

反論を検証したものの、基本的には、重要事実の内容を変更する必要はないのではないかと考えております。

したがって、「最終決定」のところに書いてございますように、中国産の高重合度PETに対する不当廉売関税につきましては、課税期間を5年間延長することが適当ではないかと考えてございます。

以上が、私からの御説明になります。

○川瀬小委員長 曾根室長、どうもありがとうございました。

それでは、早速質疑応答に移らせていただきたいと思いますので、皆様カメラをオンで御参加をお願い申し上げます。

ただいまの当局からの御説明につきまして、御質問ないしはコメントがおありになるという方、委員の方、いらっしゃいましたら、Teamsの挙手の機能を使っていただきまして、私にお知らせいただければ幸いに存じます。

いかがでございましょうか。鍵山委員、河辺委員から手が挙がっておりますが、鍵山委員、河辺委員の順番で御発言をいただいて、そのうちにコメント、御質問等まとまりましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、順番に鍵山委員から、どうぞよろしく願いいたします。

○鍵山委員 私からは、まずコメントですけれども、こちらの御指摘のとおりで、PET関連ですと、我々の業界でもポリエステル繊維などで、多少なじみがありますけれども、余剰な生産能力等々とか、そういったことを含めて、納得できるような話でありましたので、こちらについては、非常にきちっと調査をしていただいたということで感謝を申し上げますところですが、2点ほど質問です。

1つは、当初の申請時には、4社ほどが申請企業として名を連ねていたと思いますが、延長のときは、それが1つに減ったというか、残りの3つは、多分同じグループだと思いますけれども、というようなところがあったと思いますが、化繊協会が経験したときも、似たような経験があったので、差し支えない範囲でいいのですけれども、その要因というか、何か事情に変更があったかというところが、1つです。

あとは、一緒にいただいた資料の中で、調査報告書などを読みますと、日本の状況のところ、例えば最近、リサイクルPETですとか、あるいはバイオPETですとか、そういった動きと、コロナの関係によってPET樹脂の供給が、という話も出ていましたが、基本的には、3906-60のコードに入っているものは、そのバージン原料も含めて、全てP

E T樹脂が対象になるということで、これは、今後5年間変わらないという理解でよろしいのかと、確認です。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございました。

河辺委員、お願いいたします。

○河辺委員　日化協の河辺でございます。コメントになるのですが、まず、本件につきましても、大変な調査・検討作業をいただきまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

日本国内の需要は、大きな成長も見込めない中、日本の不当廉売関税措置によって、日本以外の第三国への輸出に際し、その価格が正常価格よりも低いということを理解いたしました。

また、代替性を持つ供給者には、余剰生産能力があり、またその能力の拡大が見込まれる中、余剰生産能力を吸収できる市場が、その供給者の国内にも、その他の国にもないということを理解いたしました。

このため、不当廉売と損害の再発のおそれがあるという残念な状況であると理解しております。

従って、課税措置の延長につきまして、お取り計らいのほどをお願い申し上げたいと考えております。

河辺からは以上です。

○川瀬小委員長　どうもありがとうございました。

それでは、服部委員、手を挙げていますね。服部委員お願いします。

○服部委員　せっかくなので、1点御質問というか確認的なところで発言をさせていただきます。

延長調査ということですので、いわゆる当初調査のような損害認定とは異なり、その損害の再発するおそれがあると認められるかという将来的な予測のところですので、こういう手法で認定されているところは、一つの手法としてあり得るのかなと思っているのですが、今の損害を受けやすい脆弱な状況というのは、実際、対象製品の輸入が減っている中で起きている、コロナ禍とかダンピングによる影響でない状況で脆弱になっている、すなわち、ダンピングとは関係のない事情によるものを考慮から外さないで認定されている状況というところをもって脆弱な状況としている。今後、またダンピング品が入ってくるこ

とによって、ダンピングによる損害からは若干リモートになる部分も出てくるのかなというところの損害を、その脆弱な状況が引き続いている、だから損害の発生、本来であればダンピングの再発による損害の発生のおそれであるはずですが、それが認められるというところの判断については、若干、少し論理的な飛躍というか、スキップがあるのかなと、若干感じているところがありまして、そのあたりのいわゆるダンピングによるものではない脆弱な状況を、やはり再発のおそれの中で保護すべきだというのが、この調査なのかどうかというあたりについても、可能な範囲で御教示いただければと思います。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。

今手が挙がっている方はいらっしゃらないので、そこまでについて、当局から、御質問が鍵山委員と服部委員からということですので、御回答をお願いしたいと思います。

それでは、曾根室長、どうぞよろしく申し上げます。

○曾根特殊関税等調査室長　まず、御質問でない、御感想を述べていただいた先生方、どうもありがとうございます。

御質問された点につきまして、申し上げたいと思います。

鍵山委員からございました質問につきまして、当初調査のときは4社から申請があったけれども、今回の延長調査は1社からの申請となっているのは、どういう事情ですかということですが、これは、不当廉売関税が措置されたとはいえ、やはり苦渋の決断ということで、国内生産を撤退するという会社が元の申請企業の中にございましたので、そういう会社は、今回は申請に加わっていないということになります。

また、同じく鍵山委員から御質問いただきましたHSコードについて、調査対象貨物の範囲は、バージンPETもリサイクルPETのいずれも含まれています。

服部委員からいただいた御質問、損害が再発するおそれの分析につきまして、不当廉売以外の要因による状況悪化は、不当廉売による損害のおそれと峻別するべきではないかといった御指摘がありました。メキシコ産の油井管に対する米国のAD措置の延長について過去にメキシコがDSで争った事例があるのですが、上級委員会の判断としては、延長調査の場合、当初調査の場合とは異なり、不当廉売と損害の間に一定の関係性が必要ではあるものの、厳密な因果関係が必要ということまでは要しないとされております。

今回、市場規模の縮小ですとか、不当廉売以外の構造的な課題の理由の一つとして、国内産業の脆弱性も含めて、そうした脆弱性を根拠に不当廉売によって当該産業に実質的な

損害を与えるおそれが強いとして、ADを延長する運用を安易に認めてしまいますと、結果的に、その産業の構造的な課題を理由にAD措置を原則延長するような運用になりかねないという御懸念もあるかと思いますが、延長の是非自体の判断については、最初に申し上げたような上級委の判断もございますので、AD協定ですとか、またWTO判例にも留意しながら、関税定率法に規定された範囲で検討せざるを得ないのかなと思っています。したがって、今回の延長調査の結論自体は、こうしたことでいいのではないかと思っていますのですけれども、他方で、産業所管課の原課行政としましては、構造転換のために、不当廉売があっても実質的な損害を受けずに済むような産業構造をつくり出すことが求められているのかなというふうに考えております。

素材産業課も、今来ておりますので、簡単に国内PET業界の構造転換の取組について、少し御紹介させていただければと思います。

○名須川素材産業課 課長補佐 素材産業課の名須川と申します。よろしくお願いいたします。

服部先生の御指摘は、まさにそのとおりで思っていて、脆弱だから守るというのは私も違和感というのは確かにあって、ただ、ペットボトルの話、もしかしたら皆さんのお耳に入っていることがあるかもしれないのですけれども、ペットボトルというのはリサイクルの優等生と言われているぐらいすごい高い回収率を果たしていて、あと、これに伴って、例えばきれいに洗い直しているか、我々マテリアルリサイクルと呼ぶのですけれども、物理的にリサイクルするような、いろいろ取り組んでできてまして、プラスユーザーサイドの飲料側からもサーキュラーエコノミー、循環型社会の対応のために、高いリサイクル目標というのを書かれています。

これに伴って、我が国のボトル産業、こういったPETを作っているようなところも、従来の物理的なリサイクルに加えて、例えばリサイクル、これは、回数を重ねてしまうと、実は、化学的に物性は落ちてしまうというのもあるとあって、例えばケミカル、化学的に、モノマーといって分子レベルまで戻して、再度樹脂に組み立て直すみたいな、そういった手法とかも、今は取り組んでいて、こういった中で、不当に安価なものが、特に国内に入ってきてしまうというのは、やはり国内産業は、リサイクルって、まだ、捨ててあるものを持ってくるから安いのではないかと思われがちですけれども、実は、回収してきて、市中に広がっているものを回収してきて、きれいにして使い直すというのは、結構コストがかかるもので、こういった中で、他国から安価なものが入ってしまうと、製造原価に応じた価

格設定が本当に困難になってしまうかなと思ってございまして、我々この産業の構造転換の後であって、こういったペットボトルの循環利用というものは、強力に進めてはいるんですけれども、ともすれば、企業の努力を水泡に帰してしまって、例えば損害が発生する可能性があるかなと思ってございまして、ただ、あくまでも国内の企業は脆弱だから守ってくれというわけではなくて、そういった努力を進めている中で、ぜひ損害が発生しないように対応いただきたいと考えてございます。

すみません、拙い説明ですが。

○川瀬小委員長 ありがとうございます。

これで、一応当局からのコメント、それから御質問に対する回答はいただいたということでございますけれども、そのほかの委員の方、何かコメント、御質問はございませんでしょうか。黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 日本製鉄の黒田でございます。本日は、どうもありがとうございます。コメントと、それから少し要望というようなことになろうかと思えます。

本日の報告内容につきましては、要はこの措置延長がもしなかりせば、国内産業に損害を再び与える蓋然性があるということの内容について、調査内容を含めて違和感もありませんし、内容としては了解できるものだと考えております。

1点、要望というか、報告書の文書のほうを読ませていただく中で、これは、当初措置の効果で中国材の輸入は減ったということではありますが、一方で、輸入材のシェア自体は落ちていないとか、変わっていないという記載があると認識しております。すなわち中国以外の国からの輸入材というのは引き続き入ってきていて、つまり国内シェアが回復したということではない状態にあると受け止めております。

それで、その商品の特性上、いわゆる代替性があるということであるとすると、引き続き同じような不当な安値による輸入材に侵食をされるリスクがあるのだらうというふうに思っております。

次のリスクに備えるという意味におきましても、これは当然、当該産業さんなり当該企業さんのやられることということでもありますけれども、その輸入材に対するモニタリングということ、中国材以外のものについてのモニタリングというところ、これにつきまして、御省におかれましても、モニタリングの強化をなさっているというようなことも含めて、ここにつきましては、ぜひ意を用いていただければと老婆心ながら考える次第でございます。以上です。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございます。

当局から何かございますでしょうか。

○曾根特殊関税等調査室長　　御指摘どうもありがとうございます。私どもも素材産業課など原課と一緒にあって、中国以外の、タイとか台湾からの輸入が増えている状況ですけれども、こうした輸入品の価格水準がどうかとか、そういったことも見ながら、輸入量がどれくらい増えているか、あるいは減っているか、またその価格水準などを見ながら、引き続きモニタリングをしまして、何か問題があれば適切な措置を講じることができるように体制を整えていきたいと思っております。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。

そのほかの委員の方、何かコメント、御質問等ございますでしょうか。今のところ、手の挙がっている委員はどなたもいらっしゃらないようですけれども。

それでは、私から一言申し上げます。

実は、調査報告について事前説明を受けたときに私も服部委員と同じことを思いまして、今回出てきている調査報告の原案を拝見すると、やはり国内産業の状況は構造的要因による部分がかかなり強いのではないかということ、正直なところ感じております。

先ほど曾根室長から言及がありましたけれども、かなり古いWTOの判例ではありますが、2005年のアメリカのメキシコ製油井管アンチダンピングの上級委員会の判断、これは、事件番号で言うとD S 282という事件ですけれども、この事件の判断で、上級委員会が、サンセットレビューで改めて「ダンピングと損害の間の因果関係ということでの立証は不要である」ということを言っているわけですから、それを、今回の調査でもやり直す必要は特にないということは、協定適合的な運用だと理解をします。よって、それはそれで、この報告書の結論については、大きな異論はありません。

ただ、私は、このダンピング関係に関しては、経産省のこの産業構造審議会だけではなくて通商政策局の方の昔の研究会なども、相当長く関わっているのでありますけれども、昔は日本で問題でなっていたように、アメリカからベアリングについて、30年とか35年とかずっとアンチダンピングをサンセットの延長、延長で適用し続けられたという、そういう過去もございます。、ダンピング協定11.1条を見ると、ダンピング防止税というのは、あくまでも「損害を与えているダンピングに対処するために必要な期間、限度においてのみ効力を有する」ということは明確にされておりますので、本来ダンピング以外の事情で引き起こされた損害に対して対処するためにダンピング税をかけ続けるというのは、原則

論から言うと、やはり本末転倒の部分があると思います。

だからと言って、当初調査のように厳密に因果関係分析をやらなければいけないということかという、そうではないというのは、これは先に申し上げたように判例上も明らかですので、調査当局にそれを求めるということではありません。けれども、先ほど原課のほうから御説明もあったとおり、ここはやはり本来は構造調整で対処すべき話なのか、それとも、これは本当にダンピングの話なのかということについては、やはり当局では常にきちんと意識をしていただく必要があります。サンセットの調査の際に、当初調査よりも要件が甘いのは事実ですので、どうしても延長が認められやすい協定の構造になっているということ、これは致し方ないですし、それで法的にはいいのだと思いますけれども、他方で、やはり輸入されてくる対象物資の値段がそれだけ上がるわけですから、消費者やユーザー目線から言うと、本当に国民経済全体にそれがいいのかどうかということは、当然また別の見方があるのではないかと考えます。

したがって、本来は構造調整が併せてやはり必要な話なのかどうなのか、ダンピング税のみを専ら対処すべき問題なのかどうなのかということについては、十分注意を払いながら、今後の延長調査については対応していただけるとありがたいと思います。

しかも経産省は財務省と違って産業所管官庁でありますので、そういう意味ではそういう細やかな目配りができるのは経産省のまさにマンデートというか権能であるというふうに私は考えますので、ぜひそういう対応をとっていただきたいと思います。かつてのアメリカのような使い方は、決してしないということは、しっかり心得ておいていただきたいと思います。

これは、単なる要望というか、コメントでございますので、特に、当局から何かレスポンスをいただく必要はございません。

ほかの委員の皆様方、何かございますでしょうか。服部委員、どうぞ。

○服部委員　すみません、経産省のホームページを見たところ、まだ、本件は調査中となっているようですけれども、こちらの公表タイミングというのはいつ頃でしょうか。

○川瀬小委員長　お願いします。

○曾根特殊関税等調査室長　閣議決定をもうすぐしますけれども、そうしましたら、すぐに更新したいと思います。

○川瀬小委員長　よろしいですか、服部委員。

○服部委員　はい。

○川瀬小委員長　それでは、本件につきましては、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、御異議ないということで、2つ目の議題に移らせていただきます。

曾根室長、よろしくお願い申し上げます。

○曾根特殊関税等調査室長　それでは、資料2に基づきまして、「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」及び「相殺関税に関する手続等についてのガイドライン」の改正につきまして、御説明させていただければと思います。

次のページ。まず「ガイドライン」ですけれども、不当廉売関税と補助金相殺関税の制度の運用に当たりまして、WTO協定ですとか、国内関係法令のほかにも、これらを補完するものとして制度の円滑な運営に資するために制定されたものがガイドラインでございます。

「現状と課題」というセクションがございますけれども、大きく分けて「質問状に関する課題」というものと、「自発的証拠に関する課題」というものがございます。

●のところを書いてありますように、利害関係者に対して調査当局から送る質問状につきましては、WTO協定等に基づきまして、調査期限について、「質問状の送付から37日間」というふうに運用しておりまして、また、その理由によっては、「回答期限を最長14日間までは、場合によっては延長することが可能」というように運用しています。しかし、ガイドラインに具体的に明記されている訳ではございませんので、制度の透明性の担保ですとか、あとは、関係者の予見可能性という面から課題があるかと思っております。

2つ目の課題は、自発的証拠に関する課題です。ガイドラインに沿わない様式による自発的証拠が提出された場合に、証明しようとする事実の内容が判然としないことがございます。そのため、利害関係者と調査当局の間で、当該内容や取扱いについて確認することが必要になることがありますけれども、今、自発的証拠については、「3か月をめぐってください」とガイドラインに書いてあるところから、特に締め切りのギリギリになって反論をいただくような場合に、この確認作業に時間を要して、実際には4か月とか、3か月よりも長くかかってしまうことがございます。

そうすると、その後のスケジュールというか、調査全体で1年という原則でやっておりますので、円滑な調査運営に支障を来すということが発生いたします。

そこで、次のページですけれども、ガイドラインを改正したいと考えておりまして、オレンジ色のところに「改正の内容」と書いてございますけれども、質問状の回答期限につ

きまして、「原則、証拠提出等の求めの通知日から37日を経過する日とする」、また「その理由に応じて、場合に応じて最長14日間は延長可能」と、ガイドライン上で明記したいと考えております。

また、自発的証拠に関する課題につきましては、ガイドラインで定めた様式により自発的証拠が提出されなかった場合につきましては、ケース・バイ・ケースですけれども、「当該証拠を受理しないことができる」ことをガイドラインに明記したいと考えております。

以上でございます。

○川瀬小委員長　　どうもありがとうございました。

今のガイドライン改正につきまして、御質問、それからコメント等おありの方は、先ほどと同様にTeamsの手を挙げる機能で、私にお知らせいただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

今、黒田委員と中谷委員から手が挙がっておりますけれども、ほかには宮本委員から挙手がございます。それでは、とりあえず順番で黒田委員から御発言を始めていただいて、この間、もし御質問、コメント等おありの方がいらっしゃいましたら、引き続き手を挙げる機能で私にお知らせください。

それでは、黒田委員から、どうぞよろしく申し上げます。

○黒田委員　　ありがとうございます。

内容の中で、1点質問ですけれども、期間延長の期日をガイドラインに明記するということそのものについては、いいことだと思っておりますが、括弧書きの中の「(理由に応じて最長14日延長可)」というところですが、この「理由に応じて」の「理由」について、何か線引きというのでしょうか、こういう理由であれば延ばすけれども、こういう理由、そういう取るに足らない理由であればだめだとか、そういったあたりは、定義というか、何かそういうのはあるのでしょうか。ないしは、それが示されるようなことはあるのでしょうか。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。

それでは、何人か併せてお答えをいただいたほうがいいので、まず中谷委員、御発言ください。

○中谷(和)委員　　ありがとうございます。

円滑な調査を促すために、この定められた様式により自発的証拠が提出されなかった場合には、その証拠を受理しないことができると、そういう方針で、私もいいかと思えます。

最後にケース・バイ・ケースとおっしゃったように、まさに、これは受理しないと言っているわけではなくて、受理しないことができるということです。特に受理しても差し支えないような場合には、柔軟に受理することもあり得るといような方針で、そういう運用で臨んでいただくということでもいいのかなと思っております。

以上です。

○川瀬小委員長　ありがとうございます。

それでは、宮本委員、よろしく願いいたします。

○宮本委員　日本貿易会の宮本でございます。1点、コメントです。

今回のような予見可能性、透明性を担保するようなガイドラインの見直しというのは、本当にいいことだと考えています。特に、Z世代というか、日本も18歳以上が成人に移行しているわけですし、彼ら、彼女らというのは、透明性ですとか信頼ですとか、こういったものを遵守していくという中で考えると、やはりガイドラインのような類いは定期的に見直しをして、極端な話、高校生でも分かるような内容で公正・公平なルールを文章でしっかり書き込んでいくというのは、非常にいい方向ではないかと考えています。

以上です。

○川瀬小委員長　どうもありがとうございます。

それでは、とりあえずそこまでまとめて、曾根室長、事務局から回答をお願いいたします。

○曾根特殊関税等調査室長　どうもありがとうございます。

まず、黒田委員からの御質問ですけれども、「理由に応じて」ということで、何か具体的にこうでなければならないということはないのですが、質問への回答作業にかかる時間として、翻訳作業が必要ですか、数字の整理が必要ですか、具体的な作業内容と、そのボリュームを見ながら、ケース・バイ・ケースで判断したいと思っております。そういった理由を聞いて、どうしてもこれはやむを得ないかなと思った場合、また、そうしてその延長を認めたとしても、その後の調査のスケジュールに大きな悪影響を与えることが無いと思われる場合など、そういった要素を総合的に判断して決めていきたいと考えております。

御質問ではないですけれども、中谷先生から、柔軟な運用がいいのではないかという言葉がございましたけれども、こちらにつきましては、過去のWTOの判例などもございまして、画一的な対応をすることによって、フェアな調査の機会を関係者に提供できないと

ということがあってはならないと思っております、個別のケースに応じて、柔軟に対応していきたいと財務省も含めて話しているところでございます。

制度の透明性や信頼が重要ではないかという御指摘もありましたけれども、こちらにつきましても、正におっしゃるような方針で、今後もガイドライン等を適切に活用するだけでなく、ガイドラインの他にQ&A等を経済産業省のホームページにアップロードするなどして、制度の透明性や予見可能性を高めて、使いやすい制度としていくことが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○川瀬小委員長　　ありがとうございました。

御発言いただきました黒田委員、それから、中谷委員、宮本委員、何か追加でございませうでしょうか。

黒田委員、どうぞ。

○黒田委員　　どうもありがとうございました。

今御指摘いただいたように、私ども鉄鋼業界の場合は、むしろほかの国から打たれるような事例が多くございますので、その中でやはり調査対応をするに当たって、どうしても数字のとりまとめであったり、いろいろなファクトをきちんと押さえるであったり、時間がかかる、手間がかかると言ったほうがいいのでしょうか、関係先に確認する等、そういったことでどうしても間に合わないようなケースとか多々ありますので、逆に考えた場合に、いろいろなことを御勘案いただいて、柔軟に対応いただけることがあるといいのかなというふうには感じましたので、その点、よろしく願いたいと思います。

以上コメントであります。

○川瀬小委員長　　ありがとうございます。

そのほかの委員の方、何かございますでしょうか。もしございましたら、どうぞ。お時間はまだございますので、挙手ボタンをクリックしていただきますと幸いです。

それでは、私から1点、これは、黒田委員のおっしゃることと重複するのですが、この問題は、まさに当時の新日鐵だった日本製鉄さんが大変尽力されて、随分これも古い判例になりますけれども、2001年のアメリカの日本製熱延鋼板のアンチダンピングの事件（発言者註：事件番号D S 184）で、上級委員会から、これは質問状の回答等を受け付けない場合、受け付けなかった情報については、いわゆるF Aを使うことになるわけですが、このF Aの利用については、ガイドラインめいた判断が示されております。これを見

ると、やはり調査当局は、ケース・バイ・ケースの事情を考慮して応訴人、特に海外の輸出者、生産者に寄り添ってスケジュールを柔軟に運用してあげないといけないというのが基本的な判断の趣旨ということになるわけでございます。

ですので、もちろんこの形式とか、37日+14日ですとか、期限や書式等々を要求するというのは、これは手続でありますし、先ほど宮本委員から御説明がありましたとおり、透明性の観点から、原則論としては当然望ましいわけではありますが、一つ運用を間違えますと、安易にF Aを利用しすぎるということで、W T O紛争解決手続で違反をとられます。

私みたいな、一応この分野を専攻している人間でも読み切れないぐらいF Aに関するパネルや上級委員会の判断の集積があるのですが、一つただ、全てに原則として通じていることというのは、あくまでもダンピング税や相殺関税によって不利益的な扱いを受けるかもしれない海外の輸出者、生産者に対して、徹底してデュープロセスを尽くしなさいということが根底にずっとあるわけですね。

ですので、あくまでも今回の改正は「できる」規定だということですので結構ですが、この手のものというのは、やはり一種の目安であって、黒田委員がおっしゃったように、それから先ほど中谷委員も柔軟性の話をされたと思いますが、制度運用については、公平性、それから公正性を担保した形で運用しないと、これは、国際的に説明がつかない結果になるということを恐れます。

その点については、W T O判例を踏まえた上で、きちんと協定整合的な運用をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

特に、この点には、皆さん、あまり注意を払わないのですが、ダンピング協定の6.13条には、「当局は、利害関係を有する者が、要請された情報を提供する際に、直面する困難について、妥当な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う」というふうにも書いてあるわけでございますね。

W T Oの熱延鋼板の事件は、まさにこの規定が上級委員会によって引っ張られて、アメリカの商務省が叱られたわけです。「おまえたちは、まともに、日本の企業が直面している証拠収集の困難に何も手を貸さないで、偉そうにふんぞり返って、何が『期日に間に合わないからFacts Available』だ！？そんなことがまかり通るわけがない！」というのが、あの事件での上級委員会のアメリカの商務省に対する非常に厳しい叱責だったというふうに記憶をしております。

この点も同じことを言われないように、今回の改正を運用していただきたいと思います。

これもコメントですので、聞きおいてというか、聞き流していたただければ、それで結構でございます。

そのほかに、委員の方いかがでございますでしょうか、まだ、予定した時刻より大分時間はございますけれども、もし何かございましたらどうぞ。——よろしいでしょうかね。

それでは、議題の2番目も、ここまでとさせていただきたいと思います。

事務局、これで本日用意した議題は全てということでよろしいのでしょうか。

○曾根特殊関税等調査室長 おっしゃるとおりです。どうもありがとうございました。

○川瀬小委員長 それでは、これで、本日の議論は全て尽きましたので、ここまでということにさせていただきたいと思います。

大変活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日の「特殊貿易措置小委員会」は、ここまでとさせていただきます。

お忙しい中、御参集いただき、また、活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

また、次回の委員会でお目にかかれることを楽しみにしております。お疲れさまでございました。

——了——